

あきた

目 次

条 例

- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第46号）…………… 2
- 秋田市災害対策本部条例および秋田市災害対策基本条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 2
- 秋田市防災会議条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 2
- 秋田市公立大学法人評価委員会条例（第49号）…………… 2
- 秋田公立美術大学入学料等徴収条例（第50号）…………… 3
- 秋田市児童館条例の一部を改正する条例（第51号）…………… 3
- 秋田市雄和休憩サービス施設条例を廃止する条例（第52号）…………… 3
- 秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例（第53号）… 3
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第54号）…………… 3

規 則

- 秋田市児童館条例施行規則の一部を改正する規則（第49号）…………… 4
- 秋田市雄和休憩サービス施設条例施行規則を廃止する規則（第50号）…………… 4
- 秋田市火災予防規則の一部を改正する規則（第51号）…………… 4

告 示

- 平成24年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第237号）…………… 5
- 平成24年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第238号）…………… 8
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第239号）…25
- 市道路線の認定について（第240号）……………25
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第241号）…25
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第242号）……………26
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第243号）……………26
- 放置自転車等の撤去および保管について（第244号）……………26
- 住民票の職権消除について（第245号）……………27
- 平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第246号）……………27
- 平成24年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第247号）……………27
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第248号）……………27
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第249号）……………27

- 号)……………27
- 平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第250号）……………28
- 地縁による団体の認可について（第251号）……………28
- 収納代理金融機関の指定について（第252号）……………28
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第253号）……………28
- 生活保護法第63条に基づく費用返還額決定通知書の公示送達について（第254号）……………28
- 生活保護法第78条に基づく費用徴収額決定通知書の公示送達について（第255号）……………29
- 平成24年度第2期国民健康保険税督促状の公示送達について（第256号）……………29
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第257号）……………29
- 平成24年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第258号）……………29
- 産業廃棄物処理施設設置許可の申請について（第259号）…29

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）……………30

選 管 告 示

- 平成24年9月1日で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第32号）……………30

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第12号）……………30

公 告

- インフルエンザ定期予防接種について……………30
- キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業の施行者の変動の届出について……………37
- 土地区画整理事業の事業計画の変更について……………37
- 開発行為に関する工事の完了について……………37
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………37
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について……………37
- 差押財産の公売について……………38
- ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について……………39
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について……………39
- 差押財産の公売について……………39

- 入札参加資格の申請の受付について……………40
- 農用地利用集積計画の策定について……………41
- 開発行為に関する工事の完了について……………41
- 入札参加希望者の公募について……………41
- 市有物件の売払いについて……………42
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………43
- 都市計画の変更に関わる図書の写真の送付について……………43

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………43
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………44
- 入札参加希望者の公募について……………45
- 入札参加希望者の公募について……………46

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2 介護給付費等の支給に関する審査会委員の項の次に次のように加える。

公立大学法人評価委員会委員	日額 10,000円
---------------	------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市災害対策本部条例および秋田市災害対策基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市災害対策本部条例および秋田市災害対策基本条例の一部を改正する条例

(秋田市災害対策本部条例の一部改正)

第1条 秋田市災害対策本部条例(昭和59年秋田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

(秋田市災害対策基本条例の一部改正)

第2条 秋田市災害対策基本条例(平成24年秋田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市防災会議条例の一部を改正する条例

秋田市防災会議条例(昭和38年秋田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「52人」を「60人」に改め、同条第7項中「第5項第8号」の次に「および第9号」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に任命される改正後の秋田市防災会議条例第3条第5項第9号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

秋田市公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、秋田市公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の組織および委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員および議事に関する臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員および議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- (委員会の招集)
- 2 この条例の施行後最初に開催される委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田公立美術大学入学科等徴収条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田公立美術大学入学科等徴収条例

(入学科等の徴収)

第1条 市は、秋田公立美術大学（秋田市新屋大川町12番3号に設置が予定されている大学をいう。）に入学しようとする者から入学科を、入学を志願する者から入学検定料を徴収する。

(入学科等の額)

第2条 入学科および入学検定料の額は、別表のとおりとする。

(入学科等の徴収の時期)

第3条 入学科は入学手続の際に、入学検定料は入学願書を受領する際に徴収する。

(入学科の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入学科を減額し、又は免除することができる。

(入学科等の不還付)

第5条 既納の入学科および入学検定料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、入学科および入学検定料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

区 分		金 額
入学科	市民	282,000円
	市民以外の者	423,000円
入学検定料		17,000円

備考 この表において「市民」とは、入学の日の1年前から引き続き秋田市に住所を有する者（その配偶者又は1親等の親族がこれに該当する者を含む。）をいう。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例
秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市勝平児童館の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市勝平児童センター	秋田市新屋松美ガ丘東町10番10号
-------------	-------------------

附 則

この条例は、平成24年10月29日から施行する。

秋田市雄和休憩サービス施設条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市雄和休憩サービス施設条例を廃止する条例

秋田市雄和休憩サービス施設条例（平成16年秋田市条例第100号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出しおよび3項を加える。

（金足4地区の給水区域の編入に伴う経過措置）

9 秋田市金足岩瀬、金足堀内、金足浦山および金足高岡の各一部（以下「金足4地区」という。）の給水区域への編入の日前に潟上市水道事業給水条例（平成17年潟上市条例第177号。以下「潟上市条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（金足4地区に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

10 金足4地区の給水区域への編入の日前に申込みがなされた潟上市の水道事業に係る給水区域（金足4地区に係るものに限る。）内における給水装置工事に係る承認の基準、工事費、加入金および手数料については、この条例の規定にかかわらず、潟上市条例の例による。

11 金足4地区の給水区域への編入の日前にした潟上市条例第39条および第40条の規定の適用を受ける行為（金足4地区に係るものに限る。）ならびに前項の規定により潟上市条例の例によることとされる加入金および手数料に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、潟上市条例の例による。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「以下のもの」の次に「および次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（急速充電設備）

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のものおよび全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。
 - (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
 - (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
 - (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
 - (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
 - (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
 - (7) 漏電、地絡および制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (8) 電圧および電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
 - (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
 - (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
 - (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧および電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検および整備に支障のないようにすること。
 - (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理および清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造および管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号および第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第1項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の秋田市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

規 則

秋田市児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第49号

秋田市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市児童館条例施行規則（平成23年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「および秋田市川尻児童センター」を「、秋田市川尻児童センターおよび秋田市勝平児童センター」に改め、同項第1号ウの表に次のように加える。

秋田市勝平児童センター	秋田市立勝平小学校
-------------	-----------

附 則

この規則は、平成24年10月29日から施行する。

秋田市雄和休憩サービス施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第50号

秋田市雄和休憩サービス施設条例施行規則を廃止する規則

秋田市雄和休憩サービス施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第77号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第51号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の表条例第11条第1項第5号および第3項の項の次に次のように加える。

条例第11条の2第2項	急速充電設備標識	別表の(1)ウ
-------------	----------	---------

第4条の表条例第12条第2項および第3項の項中「別表の(1)ウ」を「別表の(1)エ」に改め、同表条例第13条第2項および第4項の項中「別表の(1)エ」を「別表の(1)オ」に改める。

別表の(1)中

ア 標識の文字は、「燃料電池発電設備」、「燃料電池発電所」又は「燃料電池発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。 燃料電池発電設備	イ 標識の文字は、「変電設備」、「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないものとする。 変電設備	ウ 標識の文字は、「発電設備」、「発電所」又は「発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。 発電設備	エ 標識の文字は、「蓄電池設備」又は「蓄電池室」のいずれでも差し支えないものとする。 蓄電池設備
---	--	---	---

を

ア 標識の文字は、「燃料電池発電設備」、「燃料電池発電所」又は「燃料電池発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。 燃料電池発電設備	イ 標識の文字は、「変電設備」、「変電所」又は「変電室」のいずれでも差し支えないものとする。 変電設備	ウ 標識の文字は、「急速充電設備」、「急速充電所」又は「急速充電器室」のいずれでも差し支えないものとする。 急速充電設備	エ 標識の文字は、「発電設備」、「発電所」又は「発電機室」のいずれでも差し支えないものとする。 発電設備	オ 標識の文字は、「蓄電池設備」又は「蓄電池室」のいずれでも差し支えないものとする。 蓄電池設備
---	--	---	---	---

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第237号

平成24年9月28日の「平成24年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年10月1日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成24年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,948,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 17,383,603	千円 886	千円 17,384,489
	2 国庫補助金	2,623,657	886	2,624,543
16 県支出金		6,023,338	58,638	6,081,976
	2 県補助金	2,582,412	58,638	2,641,050
19 繰入金		5,125,758	3,000	5,128,758
	2 基金繰入金	4,994,039	3,000	4,997,039
20 繰越金		757,988	135,985	893,973
	1 繰越金	757,988	135,985	893,973

22 市 債		11,195,900	62,500	11,258,400
	1 市債	11,195,900	62,500	11,258,400
歳 入 合 計		121,687,904	261,009	121,948,913

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 14,637,661	千円 84,416	千円 14,722,077
	1 総務管理費	12,848,061	84,416	12,932,477
3 民 生 費		41,072,820	32,660	41,105,480
	1 社会福祉費	18,214,005	32,660	18,246,665
4 衛 生 費		8,999,145	72,071	9,071,216
	2 保健所費	1,644,340	72,071	1,716,411
6 農林水産業費		2,123,060	19,269	2,142,329
	1 農業費	1,242,481	19,269	1,261,750
7 商 工 費		7,296,027	23,500	7,319,527
	1 商工費	7,296,027	23,500	7,319,527
8 土 木 費		13,863,154	15,300	13,878,454
	2 道路橋りょう費	3,543,398	15,300	3,558,698
10 教 育 費		11,979,874	13,793	11,993,667
	5 社会教育費	2,252,684	13,793	2,266,477
歳 出 合 計		121,687,904	261,009	121,948,913

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 額	年割額
2 総 務 費	1 総務管理費	南部市民サービスセンター（仮称）整備事業	900,000	平成24年度	65,375
				平成25年度	752,686
				平成26年度	81,939

第3表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども福祉医療制度拡充準備経費	平成24年度～平成25年度	1,118
手形第一保育所仮設園舎設置経費	平成24年度～平成26年度	37,635
あきたスマートシティ地域ESCO事業	平成24年度～平成39年度	138,825

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	423,700	62,500	486,200			
計	11,195,900	62,500	11,258,400			

平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)
平成24年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,000千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 80,946	千円 23,000	千円 103,946
	1 繰入金	80,946	23,000	103,946
歳 入 合 計		332,885	23,000	355,885

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 183,139	千円 23,000	千円 206,139
	1 総務管理費	183,139	23,000	206,139
歳 出 合 計		332,885	23,000	355,885

平成24年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成24年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成24年度秋田市水道事業会計予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,970,266千円」を「2,975,066千円」に、「減債積立金463,611千円、過年度分損益勘定留保資金1,718,642千円及び当年度分損益勘定留保

資金703,431千円」を「減債積立金787,729千円及び過年度分損益勘定留保資金2,102,755千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	4,780,914 千円	4,800 千円	4,785,714 千円
第3項 投資	—	4,800	4,800

千円 千円 千円

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第238号

平成24年9月28日の「平成24年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成24年10月1日

平成23年度秋田市病院事業会計決算認定の件
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成23年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成23年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	9,438,424,000	△238,294,000	—	9,200,130,000	9,415,584,611	215,454,611	
第1項 医業収益	8,675,943,000	△238,498,000	—	8,437,445,000	8,633,168,164	195,723,164	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,481,236円)
第2項 医業外収益	762,480,000	204,000	—	762,684,000	782,416,447	19,732,447	(" 2,169,459円)
第3項 特別利益	1,000	—	—	1,000	—	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 病院事業 費 用	9,457,262,000	△319,096,000	—	—	—	9,138,166,000	—	9,138,166,000	8,973,715,421	164,450,579	
第1項 医業費用	9,293,187,000	△315,420,000	—	—	—	8,977,767,000	—	8,977,767,000	8,854,487,082	123,279,918	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 108,333,783円)
第2項 医業外 費 用	133,161,000	△3,676,000	—	—	—	129,485,000	—	129,485,000	116,699,110	12,785,890	
第3項 特別損失	28,914,000	—	—	—	—	28,914,000	—	28,914,000	2,529,229	26,384,771	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,046円)
第4項 予備費	2,000,000	—	—	—	—	2,000,000	—	2,000,000	—	2,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	629,016,000	△66,140,000	562,876,000	—	—	562,876,000	559,675,000	△3,201,000
第1項 企業債	205,700,000	△75,500,000	130,200,000	—	—	130,200,000	130,000,000	△200,000
第2項 出資金	423,315,000	—	423,315,000	—	—	423,315,000	423,315,000	0
第3項 固定資産 売却代金	1,000	—	1,000	—	—	1,000	—	△1,000

第4項 補助金	-	9,360,000	9,360,000	-	-	9,360,000	6,360,000	△3,000,000	翌年度繰越額 3,000,000円
---------	---	-----------	-----------	---	---	-----------	-----------	------------	----------------------

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	1,035,038,000	△70,018,000	円-	965,020,000	円-	円-	965,020,000	957,965,340	円-	円-	4,830,000	2,224,660	
第1項 建設改良費	264,829,000	△70,018,000	-	194,811,000	-	-	194,811,000	187,756,536	-	-	4,830,000	2,224,464	(うち、消費税及び地方消費税相当分 8,938,622円)
第2項 企業債還金	770,209,000	-	-	770,209,000	-	-	770,209,000	770,208,804	-	-	-	196	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額398,290,340円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241,342円及び過年度分損益勘定留保資金398,048,998円で補てんした。

平成23年度秋田市病院事業損益計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	5,849,751,337		
(2) 外 来 収 益	2,472,299,468		
(3) そ の 他 医 業 収 益	<u>301,636,123</u>	8,623,686,928	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	4,994,503,508		
(2) 材 料 費	1,959,829,251		
(3) 経 費	1,362,085,401		
(4) 減 価 償 却 費	385,099,896		
(5) 資 産 減 耗 費	2,196,172		
(6) 研 究 研 修 費	<u>42,439,071</u>	<u>8,746,153,299</u>	
医 業 損 失			122,466,371
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	540,733,000		
(2) 補 助 金	34,834,777		
(3) そ の 他 医 業 外 収 益	50,304,260		
(4) 他 会 計 補 助 金	<u>154,375,000</u>	780,247,037	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	45,503,711		
(2) 雑 支 出	<u>169,630,675</u>	<u>215,134,386</u>	<u>565,112,651</u>
経 常 利 益			<u>442,646,280</u>
5 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損 失	<u>2,528,183</u>	<u>2,528,183</u>	<u>△2,528,183</u>
当 年 度 純 利 益			<u>440,118,097</u>
前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>2,542,068,481</u>
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u>2,101,950,384</u>

平成23年度秋田市病院事業剰余金計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金					資本合計	
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金				欠 損 金		
			受贈財産 評 価 額	補 助 金	寄 附 金	そ の 他 資本剰余金 合 計			
前 年 度 末 残 高	円 6,090,094,797	円 3,579,836,921	円 24,323,636	円 386,080,924	円 8,660,000	円 -	円 419,064,560	円 2,542,068,481	円 7,546,927,797
前 年 度 処 分 額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処 分 後 残 高	6,090,094,797	3,579,836,921	24,323,636	386,080,924	8,660,000	-	419,064,560	2,542,068,481	7,546,927,797
当 年 度 変 動 額	423,315,000	△640,208,804	-	6,360,000	-	-	6,360,000	440,118,097	229,584,293
企業債の発行	-	130,000,000	-	-	-	-	-	-	130,000,000
企業債の償還	-	△770,208,804	-	-	-	-	-	-	△770,208,804
補助金の受入	-	-	-	6,360,000	-	-	6,360,000	-	6,360,000
他会計繰入金の受入	423,315,000	-	-	-	-	-	-	-	423,315,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	440,118,097	440,118,097
当 年 度 末 残 高	6,513,409,797	2,939,628,117	24,323,636	392,440,924	8,660,000	-	425,424,560	2,101,950,384	7,776,512,090

平成23年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	資 本 金		資本剰余金	欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	円 6,513,409,797	円 2,939,628,117	円 425,424,560	円 2,101,950,384
議会の議決による処分量	-	-	-	-
処 分 後 残 高	6,513,409,797	2,939,628,117	425,424,560	(繰越欠損金) 2,101,950,384

平成23年度秋田市病院事業貸借対照表
(平成24年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		322,370,801		
ロ 建 物	10,417,761,145			
減価償却累計額	6,429,621,221	3,988,139,924		
ハ 構 築 物	137,936,086			
減価償却累計額	100,503,206	37,432,880		
ニ 器 械 備 品	4,578,971,168			
減価償却累計額	3,754,067,759	824,903,409		
ホ 車 両	3,520,160			
減価償却累計額	2,328,450	1,191,710		
有 形 固 定 資 産 合 計			5,174,038,724	
(2) 無 形 固 定 資 産				

イ 電 話 加 入 権	706,500	
無 形 固 定 資 産 合 計		706,500
固 定 資 産 合 計		5,174,745,224
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	1,814,024,849	
(2) 未 収 金	1,567,841,568	
(3) 貯 蔵 品	60,557,171	
(4) 前 払 金	567,671	
流 動 資 産 合 計		3,442,991,259
資 産 合 計		8,617,736,483

		負 債 の 部		資 本 の 部	
		円	円	円	円
3 固 定 負 債					
(1) 引 当 金			203,483,000		
固 定 負 債 合 計					203,483,000
4 流 動 負 債					
(1) 未 払 金			588,305,386		
(2) 預 り 金			49,436,007		
流 動 負 債 合 計					637,741,393
負 債 合 計					841,224,393
5 資 本 金					
(1) 自 己 資 本 金				6,513,409,797	
(2) 借 入 資 本 金					
イ 企 業 債		2,939,628,117			
借 入 資 本 金 合 計				2,939,628,117	
資 本 金 合 計					9,453,037,914
6 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
イ 受 贈 財 産 評 価 額		24,323,636			
ロ 寄 附 金		8,660,000			
ハ 補 助 金		392,440,924			
資 本 剰 余 金 合 計				425,424,560	
(2) 欠 損 金					
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		2,101,950,384			
欠 損 金 合 計				2,101,950,384	
剰 余 金 合 計					△1,676,525,824
資 本 合 計					7,776,512,090
負 債 資 本 合 計					8,617,736,483

平成23年度秋田市水道事業会計決算認定の件 | により、平成23年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付す
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 | る。

平成23年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
 収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,167,606,000	円 △95,439,000	円 -	円 7,072,167,000	円 7,133,302,187	円 61,135,187	

第1項 営業収益	7,080,415,000	△103,433,000	-	6,976,982,000	7,037,226,530	60,244,530	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 329,144,589円
第2項 営業外収益	87,189,000	7,994,000	-	95,183,000	96,075,657	892,657	(") 172,630円
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定等による繰越額					合 計
第1款 水道事業費用	6,637,305,000	△294,353,000	-	-	-	6,342,952,000	183,372,700	6,526,324,700	6,222,687,645	27,715,000	119,063,055	
第1項 営業費用	5,926,933,000	△284,423,000	-	-	-	5,642,510,000	183,372,700	5,825,882,700	5,543,326,778	27,715,000	97,981,922	継続費繰越額 156,859,000円 (うち、消費税及び地方消費税相当分) 100,697,552円
第2項 営業外費用	699,472,000	△9,930,000	-	-	-	689,542,000	-	689,542,000	672,251,301	-	17,290,699	
第3項 特別損失	9,100,000	-	-	-	-	9,100,000	-	9,100,000	7,109,566	-	1,990,434	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 335,799円
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	2,231,269,000	1,403,000	2,232,672,000	173,582,000	142,850,000	2,549,104,000	2,351,644,002	△197,459,998	
第1項 企業債	1,446,900,000	-	1,446,900,000	148,600,000	95,700,000	1,691,200,000	1,505,700,000	△185,500,000	翌年度繰越額 185,500,000円
第2項 出資金	134,337,000	△2,434,000	131,903,000	-	-	131,903,000	131,903,000	0	
第3項 補助金	409,602,000	△36,425,000	373,177,000	24,982,000	47,150,000	445,309,000	418,503,000	△26,806,000	翌年度繰越額 17,797,000円
第4項 固定資産売却代金	1,000	9,000	10,000	-	-	10,000	10,500	500	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 500円
第5項 負担金及び寄附金	240,429,000	40,253,000	280,682,000	-	-	280,682,000	295,527,502	14,845,502	(") 10,518,500円

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	5,529,385,000	△139,922,000	-	5,389,463,000	265,982,000	178,796,350	5,834,241,350	5,116,584,126	185,966,000	400,743,750	586,709,750	130,947,474	
第1項 建設改良費	3,766,592,000	△151,537,000	-	3,615,055,000	265,982,000	178,796,350	4,059,833,350	3,342,176,992	185,966,000	400,743,750	586,709,750	130,946,608	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 151,441,536円

第2項 企業債 償還金	1,762, 793,000	107,000	-	1,762, 900,000	-	-	1,762, 900,000	1,762, 899,998	-	-	-	2
第3項 国庫補助 金返還金	-	11,508,000	-	11, 508,000	-	-	11, 508,000	11, 507,136	-	-	-	864

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,764,940,124円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,464,217円、減債積立金767,922,905円及び過年度分損益勘定留保資金1,879,553,002円で補てんした。

平成23年度秋田市水道事業損益計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 給水収益	6,450,942,499		
(2) 受託工事収益	113,268,987		
(3) その他営業収益	143,870,455	6,708,081,941	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,052,875,939		
(2) 配水費	941,275,731		
(3) 給水費	208,977,290		
(4) 受託工事費	218,891,417		
(5) 業務費	423,992,577		
(6) 総係費	422,356,136		
(7) 減価償却費	2,069,116,033		
(8) 資産減耗費	105,144,103	5,442,629,226	
営業利益			1,265,452,715
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	7,806,440		
(2) 他会計補助金	75,480,000		
(3) 雑収益	12,616,605	95,903,045	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	556,824,601		
(2) 雑支出	10,028,343	566,852,944	△470,949,899
経常利益			794,502,816
5 特別損失			
(1) 固定資産売却損	34,000		
(2) 過年度損益修正損	6,739,767	6,773,767	△6,773,767
当年度純利益			787,729,049
前年度繰越利益剰余金			0
当年度末処分利益剰余金			787,729,049

平成23年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	資本金		剰余金										資本合計
	自己 資本金	借入 資本金	資本剰余金					利益剰余金					
			受贈財産 評価額	補助金	寄附金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減債 積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	8,512, 723,128	27,393, 309,072	7,116, 031,156	10,264, 444,946	12,377, 087,742	372, 498,235	30,130, 062,079	21,433,418			767, 922,905	789, 356,323	66,825, 450,602
前年度処分数額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	767, 922,905	△767, 922,905	0	0
法令による処分数額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	767, 922,905	△767, 922,905	0	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	767, 922,905	△767, 922,905	0	0
処分後残高	8,512, 723,128	27,393, 309,072	7,116, 031,156	10,264, 444,946	12,377, 087,742	372, 498,235	30,130, 062,079	21,433,418	767, 922,905	(繰越利益剰余金) 0	789, 356,323	66,825, 450,602	

当年度変動額	899,825,905	△257,199,998	21,284,291	359,545,832	260,290,176	-	641,120,299	-	△767,922,905	787,729,049	19,806,144	1,303,552,350
除却損への補填	-	-	-	△27,545,951	△21,164,588	-	△48,710,539	-	-	-	-	△48,710,539
企業債の発行	-	1,505,700,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,505,700,000
企業債の償還	-	△1,762,899,998	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△1,762,899,998
減債積立金からの組入	767,922,905	-	-	-	-	-	-	-	△767,922,905	-	△767,922,905	0
受贈財産の受入	-	-	21,284,291	-	-	-	21,284,291	-	-	-	-	21,284,291
補助金の受入	-	-	-	418,503,000	-	-	418,503,000	-	-	-	-	418,503,000
補助金の返還	-	-	-	△11,507,136	-	-	△11,507,136	-	-	-	-	△11,507,136
負担金の受入	-	-	-	-	285,009,002	-	285,009,002	-	-	-	-	285,009,002
他会計繰入金の受入	131,903,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131,903,000
消費税精算に伴う相殺処理	-	-	-	△19,904,081	△3,554,238	-	△23,458,319	-	-	-	-	△23,458,319
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	787,729,049	787,729,049	787,729,049
当年度末残高	9,412,549,033	27,136,109,074	7,137,315,447	10,623,990,778	12,637,377,918	372,498,235	30,771,182,378	21,433,418	0	787,729,049	809,162,467	68,129,002,952

平成23年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	9,412,549,033	27,136,109,074	30,771,182,378	787,729,049
議会の議決による処分数額	-	-	-	△787,729,049
減債積立金の積立	-	-	-	△787,729,049
処分後残高	9,412,549,033	27,136,109,074	30,771,182,378	(繰越利益剰余金) 0

平成23年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成24年3月31日)

	資産の部		円	円
	円	円		
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		2,029,614,362		
ロ 建物	4,341,233,999			
減価償却累計額	<u>1,838,989,878</u>	2,502,244,121		
ハ 構築物	82,370,136,054			
減価償却累計額	<u>30,122,383,661</u>	52,247,752,393		
ニ 機械及び装置	13,608,319,191			
減価償却累計額	<u>10,468,598,582</u>	3,139,720,609		
ホ 車両運搬具	95,732,968			
減価償却累計額	<u>80,038,333</u>	15,694,635		
ヘ 工具、器具及び備品	372,822,999			
減価償却累計額	<u>277,043,122</u>	95,779,877		
ト 建設仮勘定		<u>897,938,285</u>		
有形固定資産合計			60,928,744,282	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		5,504,600		

ロダム使用権	3,979,453,099	
ハ専用橋利用権	122,774,469	
ニ施設利用権	<u>19,527,122</u>	
無形固定資産合計		<u>4,127,259,290</u>
固定資産合計		65,056,003,572
2 流動資産		
(1) 現金・預金	5,990,543,783	
(2) 未収金	1,104,097,412	
(3) 貯蔵品	49,920,136	
(4) 前払金	<u>22,669,700</u>	
流動資産合計		<u>7,167,231,031</u>
資産合計		<u><u>72,223,234,603</u></u>

		負債の部		
		円	円	円
3 固定負債				
(1) 引当金			<u>2,551,700,829</u>	
固定負債合計				2,551,700,829
4 流動負債				
(1) 未払金			1,347,866,812	
(2) 預り金			192,964,010	
(3) その他流動負債			<u>1,700,000</u>	
流動負債合計				<u>1,542,530,822</u>
負債合計				4,094,231,651
		資本の部		
5 資本金				
(1) 自己資本金			9,412,549,033	
(2) 借入資本金				
イ 企業債		<u>27,136,109,074</u>		
借入資本金合計			<u>27,136,109,074</u>	
資本金合計				36,548,658,107
6 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額		7,137,315,447		
ロ 補助金		10,623,990,778		
ハ 寄附金		12,637,377,918		
ニ その他資本剰余金		<u>372,498,235</u>		
資本剰余金合計				30,771,182,378
(2) 利益剰余金				
イ 建設改良積立金		21,433,418		
ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>787,729,049</u>		
利益剰余金合計				<u>809,162,467</u>
剰余金合計				<u>31,580,344,845</u>
資本合計				<u>68,129,002,952</u>
負債資本合計				<u><u>72,223,234,603</u></u>

平成23年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定
 により、平成23年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付
 する。

平成23年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 9,274,509,000	円 11,568,000	円 -	円 9,286,077,000	円 9,316,326,734	円 30,249,734	
第1項 営業収益	7,367,058,000	31,093,000	-	7,398,151,000	7,424,531,221	26,380,221	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 247,152,335円)
第2項 営業外収益	1,907,449,000	△20,684,000	-	1,886,765,000	1,888,355,669	1,590,669	(") 130,705円)
第3項 特別利益	2,000	1,159,000	-	1,161,000	3,439,844	2,278,844	(") 159,619円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	9,023,541,000	△411,614,000	円 0	円 -	円 -	8,611,927,000	円 -	8,611,927,000	8,528,657,910	4,200,000	79,069,090	
第1項 営業費用	6,799,394,000	△386,353,000	-	-	-	6,413,041,000	-	6,413,041,000	6,352,934,752	4,200,000	55,906,248	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 106,018,416円)
第2項 営業外 費 用	2,214,200,000	△25,261,000	-	-	-	2,188,939,000	-	2,188,939,000	2,168,246,959	-	20,692,041	
第3項 特別損失	7,397,000	-	80,000	-	-	7,477,000	-	7,477,000	7,476,199	-	801	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 303,043円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	△80,000	-	-	2,470,000	-	2,470,000	-	-	2,470,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 4,660,843,000	△524,941,000	円 4,135,902,000	円 735,466,954	円 -	円 4,871,368,954	円 3,594,073,868	円 △1,277,295,086	
第1項 企業債	2,625,400,000	△398,300,000	2,227,100,000	464,800,000	-	2,691,900,000	1,960,200,000	△731,700,000	翌年度繰越額 694,100,000円)
第2項 出 資 金	862,352,000	△609,000	861,743,000	-	-	861,743,000	861,743,000	0	
第3項 補 助 金	1,089,300,000	△103,800,000	985,500,000	270,666,954	-	1,256,166,954	707,231,471	△548,935,483	翌年度繰越額 548,074,000円)
第4項 負 担 金	83,790,000	△22,630,000	61,160,000	-	-	61,160,000	63,968,350	2,808,350	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	398,000	399,000	-	-	399,000	931,047	532,047	(うち、消費税及び 地方消費税相当分) 20,800円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	8,619, 円 085,000	△209, 円 022,000	円 -	8,410, 円 063,000	859, 円 218,000	円 -	9,269, 円 281,000	7,876, 円 757,352	1,355, 円 776,000	円 -	1,355, 円 776,000	36, 円 747,648	
第1項 建設 改良費	3,085, 円 219,000	△220, 円 346,000	-	2,864, 円 873,000	859, 円 218,000	-	3,724, 円 091,000	2,331, 円 568,187	1,355, 円 776,000	-	1,355, 円 776,000	36, 円 746,813	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 96,071,032円)
第2項 企業 償還金	5,533, 円 866,000	11,324,000	-	5,545, 円 190,000	-	-	5,545, 円 190,000	5,545, 円 189,165	-	-	-	835	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,282,683,484円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,966,247円、減債積立金517,374,449円、過年度分損益勘定留保資金567,377,523円及び当年度分損益勘定留保資金3,172,965,265円で補てんした。

平成23年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,950,935,886		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,226,213,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>230,000</u>	7,177,378,886	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	388,247,948		
(2) ポ ン プ 場 費	231,321,179		
(3) 処 理 場 費	836,702,579		
(4) 流 域 下 水 道 費	699,257,506		
(5) 業 務 費	305,010,662		
(6) 総 係 費	263,021,599		
(7) 減 価 償 却 費	3,476,547,602		
(8) 資 産 減 耗 費	<u>46,807,261</u>	<u>6,246,916,336</u>	
営 業 利 益			930,462,550
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,321,718		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,882,330,000		
(3) 雑 収 益	<u>4,573,246</u>	1,888,224,964	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,026,377,459		
(2) 雑 支 出	<u>25,714,547</u>	<u>2,052,092,006</u>	△163,867,042
経 常 利 益			766,595,508
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	63,953		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>3,216,272</u>	3,280,225	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	434,000		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>6,739,156</u>	<u>7,173,156</u>	△3,892,931
当 年 度 純 利 益			762,702,577
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			<u>762,702,577</u>

平成23年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金							資本合計	
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金				利益剰余金				
			受贈財産 評価額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合計	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金		利益剰余金 合計
前年度末残高	円 20,608,525,790	円 88,411,893,765	円 12,792,534,764	円 8,534,804,194	円 2,749,899	円 60,545,174,594	円 81,875,263,451	円 -	円 517,374,449	円 517,374,449	円 191,413,057,455
前年度処分額	-	-	-	-	-	-	-	517,374,449	△517,374,449	0	0
法令による処分額	-	-	-	-	-	-	-	517,374,449	△517,374,449	0	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	517,374,449	△517,374,449	0	0
処分後残高	円 20,608,525,790	円 88,411,893,765	円 12,792,534,764	円 8,534,804,194	円 2,749,899	円 60,545,174,594	円 81,875,263,451	円 517,374,449	円 (繰越利益剰余金) 0	円 517,374,449	円 191,413,057,455
当年度変動額	1,379,117,449	△4,207,574,527	197,192,114	51,576,094	-	488,062,221	736,830,429	△517,374,449	762,702,577	245,328,128	△1,846,298,521
除却損への補填	-	-	-	△449,038	-	△153,340,099	△153,789,137	-	-	-	△153,789,137
企業債の発行	-	1,155,100,000	-	-	-	-	-	-	-	-	1,155,100,000
企業債の償還	-	△5,362,674,527	-	-	-	-	-	-	-	-	△5,362,674,527
減債積立金からの組入	517,374,449	-	-	-	-	-	-	△517,374,449	-	△517,374,449	0
受贈財産の受入	-	-	197,192,114	-	-	-	197,192,114	-	-	-	197,192,114
補助金の受入	-	-	-	-	-	707,231,471	707,231,471	-	-	-	707,231,471
負担金の受入	-	-	-	63,968,350	-	-	63,968,350	-	-	-	63,968,350
負担金の不納欠損処分	-	-	-	△6,688,384	-	-	△6,688,384	-	-	-	△6,688,384
他会計繰入金の受入	861,743,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	861,743,000
消費税精算に伴う相殺処理	-	-	-	△5,254,834	-	△65,829,151	△71,083,985	-	-	-	△71,083,985
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	762,702,577	762,702,577	762,702,577
当年度末残高	円 21,987,643,239	円 84,204,319,238	円 12,989,726,878	円 8,586,380,288	円 2,749,899	円 61,033,236,815	円 82,612,093,880	円 0	円 (当年度未処分利益剰余金) 762,702,577	円 762,702,577	円 189,566,758,934

平成23年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	円 21,987,643,239	円 84,204,319,238	円 82,612,093,880	円 762,702,577
議会の議決による処分額	-	-	-	△762,702,577
減債積立金の積立	-	-	-	△762,702,577
処分後残高	円 21,987,643,239	円 84,204,319,238	円 82,612,093,880	円 (繰越利益剰余金) 0

平成23年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成24年3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		1,863,689,110		

ロ 建 物	4,478,561,346		
減 価 償 却 累 計 額	<u>520,639,281</u>	3,957,922,065	
ハ 構 築 物	184,742,835,070		
減 価 償 却 累 計 額	<u>25,645,928,838</u>	159,096,906,232	
ニ 機 械 及 び 装 置	21,175,198,522		
減 価 償 却 累 計 額	<u>4,095,474,411</u>	17,079,724,111	
ホ 車 両 運 搬 具	22,376,458		
減 価 償 却 累 計 額	<u>20,334,392</u>	2,042,066	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	28,183,146		
減 価 償 却 累 計 額	<u>20,193,353</u>	7,989,793	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>200,155,346</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			182,208,428,723
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		9,748,729,613	
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200	
ハ 地 上 権		<u>535,762</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,761,484,575</u>
固 定 資 産 合 計			191,969,913,298
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		2,012,504,112	
(2) 未 収 金		739,226,262	
(3) 前 払 金		105,910,300	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>100,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>2,857,740,674</u>
資 産 合 計			<u>194,827,653,972</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金36,005,554円及び分担金184,540円を予定している。

		負 債 の 部		資 本 の 部	
		円	円	円	円
3 固 定 負 債					
(1) 企 業 債			3,509,992,155		
(2) 引 当 金			<u>482,245,432</u>		
固 定 負 債 合 計					3,992,237,587
4 流 動 負 債					
(1) 未 払 金			1,266,965,222		
(2) そ の 他 流 動 負 債			<u>1,692,229</u>		
流 動 負 債 合 計					<u>1,268,657,451</u>
負 債 合 計					5,260,895,038
5 資 本 金					
(1) 自 己 資 本 金			21,987,643,239		
(2) 借 入 資 本 金					
イ 企 業 債			<u>84,204,319,238</u>		
借 入 資 本 金 合 計					<u>84,204,319,238</u>
資 本 金 合 計					106,191,962,477
6 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
イ 受 贈 財 産 評 価 額			12,989,726,878		
ロ 負 担 金			8,586,380,288		
ハ 寄 附 金			2,749,899		
ニ 補 助 金			<u>61,033,236,815</u>		
資 本 剰 余 金 合 計					82,612,093,880
(2) 利 益 剰 余 金					

イ 当年度未処分利益剰余金	762,702,577	
利益剰余金合計		762,702,577
剰余金合計		83,374,796,457
資 本 合 計		189,566,758,934
負債資本合計		194,827,653,972

平成23年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件 | により、平成23年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認
 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定 | 定に付する。

平成23年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
 収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業収益	円 577,655,000	円 △2,179,000	円 -	円 575,476,000	円 571,429,392	円 △4,046,608	
第1項 営業収益	158,195,000	△14,328,000	-	143,867,000	142,638,009	△1,228,991	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,732,998円)
第2項 営業外収益	419,459,000	12,071,000	-	431,530,000	428,711,423	△2,818,577	
第3項 特別利益	1,000	78,000	-	79,000	79,960	960	(うち、消費税及び地方消費税相当分 3,772円)
第2款 個別排水処理 事業収益	14,778,000	5,748,000	-	20,526,000	20,513,178	△12,822	
第1項 営業収益	7,539,000	249,000	-	7,788,000	7,775,178	△12,822	(うち、消費税及び地方消費税相当分 369,441円)
第2項 営業外収益	7,239,000	5,499,000	-	12,738,000	12,738,000	0	
合 計	592,433,000	3,569,000	-	596,002,000	591,942,570	△4,059,430	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合計
第1款 農業集落排水 事業費用	円 565,915,000	円 △12,182,000	円 0	円 -	円 -	円 553,733,000	円 -	円 553,733,000	円 546,834,110	円 -	円 6,898,890	
第1項 営業費用	434,808,000	△7,970,000	-	-	-	426,838,000	-	426,838,000	420,897,541	-	5,940,459	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,679,463円)
第2項 営業外 費用	130,606,000	△4,212,000	-	-	-	126,394,000	-	126,394,000	125,893,477	-	500,523	
第3項 特別損失	1,000	-	43,000	-	-	44,000	-	44,000	43,092	-	908	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 2,051円)
第4項 予備費	500,000	-	△43,000	-	-	457,000	-	457,000	-	-	457,000	
第2款 個別排水処理 事業費用	21,200,000	△589,000	-	-	-	20,611,000	-	20,611,000	19,440,626	-	1,170,374	
第1項 営業費用	18,149,000	△440,000	-	-	-	17,709,000	-	17,709,000	16,639,014	-	1,069,986	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 422,065円)

第2項 営業外費用	2,951,000	△149,000	-	-	-	2,802,000	-	2,802,000	2,801,612	-	388
第3項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000
合計	587,115,000	△12,771,000	0	-	-	574,344,000	-	574,344,000	566,274,736	-	8,069,264

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	円 507,173,000	円 △11,586,000	円 495,587,000	円 96,296,000	円 -	円 591,883,000	円 503,308,080	円 △88,574,920	
第1項 企業債	321,000,000	△15,700,000	305,300,000	4,500,000	-	309,800,000	239,800,000	△70,000,000	翌年度繰越額 33,900,000円
第2項 出資金	100,056,000	△2,629,000	97,427,000	-	-	97,427,000	97,427,000	0	
第3項 補助金	51,050,000	45,000	51,095,000	91,796,000	-	142,891,000	128,917,000	△13,974,000	翌年度繰越額 14,000,000円
第4項 負担金	19,396,000	6,698,000	26,094,000	-	-	26,094,000	21,493,080	△4,600,920	
第5項 基金繰入金	15,671,000	-	15,671,000	-	-	15,671,000	15,671,000	0	
第2款 個別排水処理事業資本的収入	41,554,000	△23,443,000	18,111,000	-	-	18,111,000	16,601,400	△1,509,600	
第1項 企業債	10,600,000	△4,700,000	5,900,000	-	-	5,900,000	5,000,000	△900,000	翌年度繰越額 500,000円
第2項 出資金	22,396,000	△14,399,000	7,997,000	-	-	7,997,000	7,997,000	0	
第3項 補助金	6,400,000	△3,200,000	3,200,000	-	-	3,200,000	2,744,000	△456,000	翌年度繰越額 237,000円
第4項 負担金	2,158,000	△1,144,000	1,014,000	-	-	1,014,000	860,400	△153,600	
合計	548,727,000	△35,029,000	513,698,000	96,296,000	-	609,994,000	519,909,480	△90,084,520	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 農業集落排水事業資本的支出	円 683,266,000	円 △18,975,000	円 -	円 664,291,000	円 351,062,000	円 -	円 1,015,353,000	円 923,174,561	円 60,000,000	円 -	円 60,000,000	円 32,178,439	
第1項 建設改良費	426,692,000	△19,023,000	-	407,669,000	351,062,000	-	758,731,000	666,552,589	60,000,000	-	60,000,000	32,178,411	(うち、消費税及び地方消費税相当分 30,223,167円)
第2項 企業債償還金	256,452,000	131,000	-	256,583,000	-	-	256,583,000	256,582,972	-	-	-	28	
第3項 投資	122,000	△83,000	-	39,000	-	-	39,000	39,000	-	-	-	0	
第2款 個別排水処理事業資本的支出	43,018,000	△23,524,000	-	19,494,000	-	-	19,494,000	18,282,879	969,000	-	969,000	242,121	

第1項 建設改良費	41,295,000	△23,524,000	-	17,771,000	-	-	17,771,000	16,560,617	969,000	-	969,000	241,383	(うち、消費税及び地方消費税相当分 443,347円)
第2項 企業債償還金	1,723,000	-	-	1,723,000	-	-	1,723,000	1,722,262	-	-	-	738	
合 計	726,284,000	△42,499,000	-	683,785,000	351,062,000	-	1,034,847,000	941,457,440	60,969,000	-	60,969,000	32,420,560	

資本の収入額が資本の支出額に不足する額421,547,960円は、過年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額6,576,555円、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額18,983,495円、繰越工事資金94,541,846円、引継金42,941,307円、減債積立金13,132,726円、過年度分損益勘定留保資金237,482,403円及び当年度分損益勘定留保資金7,889,628円で補てんした。

平成23年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	134,944,011			
(2) 他会計負担金	<u>961,000</u>	135,905,011		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,819,926			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	<u>4,585,811</u>	<u>7,405,737</u>	143,310,748	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	37,874,957			
(2) 処 理 場 費	117,449,448			
(3) 業 務 費	6,768,303			
(4) 総 係 費	15,572,008			
(5) 減 価 償 却 費	230,659,311			
(6) 資 産 減 耗 費	<u>4,894,051</u>	413,218,078		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	2,737,250			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	112,381			
(3) 個別排水処理施設 減 価 償 却 費	2,947,103			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄 化 槽 費	6,315,500			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業 務 費	284,241			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減 価 償 却 費	<u>3,820,474</u>	<u>16,216,949</u>	<u>429,435,027</u>	
営 業 損 失				286,124,279
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	241,868			
(2) 他会計補助金	409,513,000			
(3) 雑 収 益	<u>1,197,354</u>	410,952,222		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設 他 会 計 補 助 金	4,297,000			
(2) 特定地域生活排水処理施設 他 会 計 補 助 金	<u>8,441,000</u>	<u>12,738,000</u>	423,690,222	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	125,893,477			
(2) 雑 支 出	<u>2,221,662</u>	128,115,139		
8 個別排水処理事業営業外費用				

(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,011,778			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,789,834	2,801,612	130,916,751	292,773,471
経 常 利 益				6,649,192
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過年度損益修正益	76,188	76,188	76,188	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) 過年度損益修正損	41,041	41,041	41,041	35,147
当 年 度 純 利 益				6,684,339
前年度繰越利益剰余金				0
当年度未処分利益剰余金				6,684,339

平成23年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	資 本 金		剰 余 金						資本合計
	自 己 資本金	借 入 資本金	資本剰余金			利益剰余金			
			負 担 金	補 助 金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 1,771,555,422	円 6,000,868,265	円 577,798,105	円 8,227,528,197	円 8,805,326,302	円 -	円 13,132,726	円 13,132,726	円 16,590,882,715
前 年 度 処 分 額	-	-	-	-	-	13,132,726	△13,132,726	0	0
法令による処分額	-	-	-	-	-	13,132,726	△13,132,726	0	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	13,132,726	△13,132,726	0	0
処 分 後 残 高	1,771,555,422	6,000,868,265	577,798,105	8,227,528,197	8,805,326,302	13,132,726	(繰越利益剰余金) 0	13,132,726	16,590,882,715
当 年 度 変 動 額	118,556,726	△7,983,234	21,259,248	121,072,213	142,331,461	△13,132,726	6,684,339	△6,448,387	246,456,566
企業債の発行	-	244,800,000	-	-	-	-	-	-	244,800,000
企業債の償還	-	△252,783,234	-	-	-	-	-	-	△252,783,234
減債積立金からの組入	13,132,726	-	-	-	-	△13,132,726	-	△13,132,726	0
補助金の受入	-	-	-	131,661,000	131,661,000	-	-	-	131,661,000
負担金の受入	-	-	22,353,480	-	22,353,480	-	-	-	22,353,480
他会計繰入金の受入	105,424,000	-	-	-	-	-	-	-	105,424,000
消費税精算に伴う相殺処理	-	-	△1,094,232	△10,588,787	△11,683,019	-	-	-	△11,683,019
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	6,684,339	6,684,339	6,684,339
当 年 度 末 残 高	1,890,112,148	5,992,885,031	599,057,353	8,348,600,410	8,947,657,763	0	(当年度未処分利益剰余金) 6,684,339	6,684,339	16,837,339,281

平成23年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金		資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当 年 度 末 残 高	円 1,890,112,148	円 5,992,885,031	円 8,947,657,763	円 6,684,339
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	-	-	-	△6,684,339
減債積立金の積立	-	-	-	△6,684,339
処 分 後 残 高	1,890,112,148	5,992,885,031	8,947,657,763	(繰越利益剰余金) 0

平成23年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(平成24年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		112,061,783		
	ロ 建 物	2,176,978,278			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>49,585,700</u>		2,127,392,578	
	ハ 構 築 物	11,994,810,076			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>279,609,129</u>		11,715,200,947	
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,559,933,798			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>144,382,004</u>		2,415,551,794	
	ホ 工 具、器 具 及 び 備 品	269,851			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>27,982</u>		241,869	
	ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>133,451,660</u>		
	有 形 固 定 資 産 合 計			16,503,900,631	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ 電 話 加 入 権		<u>4,176,000</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000	
(3)	投 資 資 金				
	イ 基 金		<u>107,052,000</u>		
	投 資 合 計			<u>107,052,000</u>	
	固 定 資 産 合 計				16,615,128,631
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 ・ 預 金			348,256,724	
(2)	未 収 金			61,870,350	
(3)	前 払 金			<u>20,842,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>430,969,074</u>
	資 産 合 計				<u>17,046,097,705</u>

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債			<u>18,905,000</u>	
	固 定 負 債 合 計				18,905,000
4	流 動 負 債				
(1)	未 払 金			189,503,424	
(2)	そ の 他 流 動 負 債			<u>350,000</u>	
	流 動 負 債 合 計				<u>189,853,424</u>
	負 債 合 計				208,758,424
		資 本 の 部			
5	資 本 金				
(1)	自 己 資 本 金			1,890,112,148	
(2)	借 入 資 本 金				
	イ 企 業 債		<u>5,992,885,031</u>		
	借 入 資 本 金 合 計			<u>5,992,885,031</u>	
	資 本 金 合 計				7,882,997,179
6	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
	イ 負 担 金		599,057,353		
	ロ 補 助 金		<u>8,348,600,410</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計				8,947,657,763

(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金		6,684,339	
利益剰余金合計			6,684,339
剰余金合計			8,954,342,102
資本合計			16,837,339,281
負債資本合計			17,046,097,705

秋田市告示第239号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
408	秋田市保戸野原の町16番33号	ローソン秋田泉ななかまど通り店

秋田市告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
41274	寺内三千刈20号線	寺内字三千刈99番7地先 寺内字三千刈102番1地先	
51039	仁井田新田二丁目18号線	仁井田新田二丁目448番1地先 仁井田新田二丁目445番1地先	
60853	向浜一丁目3号線	向浜一丁目1番1地先 向浜一丁目1番150地先	
60854	向浜一丁目4号線	向浜一丁目1番30地先 向浜一丁目1番136地先	
60855	向浜一丁目5号線	向浜一丁目1番47地先 向浜一丁目1番45地先	
60856	向浜一丁目6号線	向浜一丁目1番42地先 向浜一丁目1番42地先	
60857	向浜一丁目7号線	向浜一丁目1番41地先 向浜一丁目1番40地先	
60858	向浜一丁目8号線	向浜一丁目1番37地先 向浜一丁目1番38地先	

2 縦覧期間

平成24年10月3日から同月24日まで

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月3日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	寺内三千刈20号線	寺内字三千刈99番7地先 寺内字三千刈102番1地先	97.50	6.00
市道	仁井田新田二丁目18号線	仁井田新田二丁目448番1地先 仁井田新田二丁目445番1地先	59.00	6.50

市道	向浜一丁目3号線	向浜一丁目1番1地先 向浜一丁目1番150地先	1,227.00	10.00 ～ 16.00
市道	向浜一丁目4号線	向浜一丁目1番30地先 向浜一丁目1番136地先	256.00	10.00
市道	向浜一丁目5号線	向浜一丁目1番47地先 向浜一丁目1番45地先	80.00	10.00
市道	向浜一丁目6号線	向浜一丁目1番42地先 向浜一丁目1番42地先	98.00	10.00
市道	向浜一丁目7号線	向浜一丁目1番41地先 向浜一丁目1番40地先	98.00	10.00
市道	向浜一丁目8号線	向浜一丁目1番37地先 向浜一丁目1番38地先	98.00	10.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成24年10月3日

3 縦覧期間

平成24年10月3日から同月24日まで

秋田市告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 みらい	みらいケアセンター	秋田市川尻上野町1番19号	平成24年10月1日	訪問介護、 介護予防 訪問介護
株式会社 エージェンツグループ	レッツ倶楽部秋田八橋	秋田市八橋本町六丁目9番10号	平成24年10月1日	通所介護、 介護予防 通所介護
株式会社 ヴァーベナ	居宅介護アン・サン・ブル	秋田市土崎港西三丁目8番16号プラテアM102号室	平成24年10月1日	居宅介護 支援
株式会社 ヴァーベナ	訪問介護アン・サン・ブル	秋田市土崎港西三丁目8番16号プラテアM102号室	平成24年10月1日	訪問介護、 介護予防 訪問介護

秋田市告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年10月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	株式会社愛光
事業所の名称および所在地	デイサービス陽だまりの丘 秋田市御所野元町三丁目2番4号 e-環境秋田ビル3階

廃止の年月日	平成24年9月30日
サービスの種類	通所介護 介護予防通所介護

秋田市告示第244号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年10月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 13台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成24年9月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成24年10月23日から平成25年4月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第245号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新屋日吉町11番7号	加藤 健一

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第246号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成24年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第247号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成24年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
訪問介護ステーションきょうえい	秋田市八橋イサノ一丁目9番20号	平成24年 9月1日
アルプス薬局	秋田市將軍野南五丁目12番32号	平成24年 10月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ライフサポートもみの樹	秋田市卸町五丁目1番35号 アーバンティ营 鉄Ⅲ203号	秋田市卸町五丁目1番35号 アーバンティ营 鉄Ⅲ1F	平成20年 10月1日

秋田市告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
美子スキンクリニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	平成24年 9月1日

調剤薬局エンゼル	秋田市広面字鍋沼35番地	平成24年 10月1日
----------	--------------	----------------

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
青山整形外科	秋田市広面字蓮沼104番地 1	平成24年 10月31日

秋田市告示第250号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
岩城町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡事務に関すること。
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。
 - (3) 道路及び共有財産の管理に関すること。
 - (4) 集会施設、神社等の維持管理に関すること。
 - (5) 交通安全に関すること。
 - (6) 防犯及び災害救助に関すること。
 - (7) 防火・防災に関すること。
 - (8) 公害防止に関すること。
 - (9) その他目的達成のために必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市下新城岩城及び秋田市上新城中のうち、次に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

秋田市下新城岩城

字	地 番	字	地 番
上向	全部	上川原	全部
下向	全部	金光畑	全部
後田	全部	大沢	全部
高田	全部	源内沢	全部
見済田	全部	中山	全部
槻ノ木	全部	明通	全部

右馬之丞	全部
------	----

秋田市上新城中

字	地 番
片野	全部

- 4 主たる事務所
本会の事務所は、岩城町内会長宅に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
保 坂 榮 一
秋田市下新城岩城字下向101番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成24年10月12日

秋田市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により、本市収納代理金融機関を次のとおり指定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

平成24年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納代理金融機関店舗の名称
秋田県信用組合 手形支店
（金融機関コード2075-015）
- 2 収納代理金融機関店舗の所在地
秋田市手形字西谷地166番
- 3 指定年月日
平成24年10月1日

秋田市告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年10月17日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定 番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第169号	調剤薬局エンゼル	秋田市広面字鍋沼 35番地	平成24年 11月1日

秋田市告示第254号

次の通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項および地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、福祉保健部保護第一課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。
平成24年10月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
生活保護法第63条に基づく費用返還額決定通知書

秋田市告示第255号

次の通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項および地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、福祉保健部保護第一課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
生活保護法第78条に基づく費用徴収額決定通知書

秋田市告示第256号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度第2期国民健康保険税督促状

秋田市告示第257号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年10月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第111号	港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	平成24年
第112号	スプリング調剤薬局	秋田市御所野地藏田二丁目1番7号	11月1日

秋田市告示第258号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成24年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第259号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同法第15条第4項の規定により告示する。

平成24年10月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名
名称 三菱マテリアル電子化成株式会社
住所 秋田県秋田市茨島三丁目1番6号
代表者の氏名 代表取締役 内山 直樹
- 2 施設の設置場所
秋田県秋田市新屋町字天秤野153番13
- 3 施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場のうち、管理型最終処分場
- 4 施設において処理する産業廃棄物の種類
無機汚泥（主成分：フッ化カルシウム、二水石膏、水分）
- 5 設置許可の申請年月日
平成24年8月29日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境影響調査報告書の縦覧場所
秋田市寺内蛭根三丁目24番3号
秋田市環境部廃棄物対策課
- 7 縦覧の期間
平成24年10月29日から同年11月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。
- 8 縦覧の時間
午前9時から午後4時30分まで
- 9 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の翌日から2週間に限り、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）
(1) 意見書の宛名
(2) 意見書提出者の氏名、住所および電話番号
（法人の場合は、名称、代表者名および事務所又は事業所の住所）
(3) 意見の対象となる申請者名および施設の種類
(4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 11 意見書の提出期限
平成24年12月13日（休）
- 12 意見書の提出先

〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号
秋田市環境部廃棄物対策課

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後4時30分までとする。

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成24年10月29日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年10月26日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件

職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第32号

平成24年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示する。

平成24年10月17日

秋田市選挙管理委員会

委員長 菅 原 弘 夫

- 1 縦覧期間 平成24年10月20日から同年11月3日まで
- 2 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時 間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

平成24年10月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年10月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成24年度第7号）に関する件

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基

づき、次のとおり公告する。

平成24年10月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ定期予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を行う期間 平成24年10月1日から平成25年2月28日までの間で、各受託医療機関で定める実施日
- 4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり
- 5 予防接種の接種方法および回数 インフルエンザの定期的予防接種は、インフルエンザHAワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
- 6 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - (5) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者
- 7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 8 他の予防接種を受けている場合の接種間隔 生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には、6日以上の間隔をおく。
- 9 予防接種料金 2,600円、非課税世帯に属する者は2,000円（ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料）

別表

医療機関名	所在地	医師名
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	阿部 栄二
		小松 真紀
		田村 芳一
		畑澤 千秋
		畑澤 孝子
		齊藤 崇
		遠藤 和彦
		犬上 篤
		木津 典久
		小島 壽志
		斎藤 寛
		渡部 博之
		二渡 克弥
北林 淳		
星野 孝男		

		松岡 悟 村井 肇 大谷 浩 下斗米孝之 福井 伸 岸部 俊彦 谷川 秀郎 藤井 公生 米山 和夫 和田 勲 下山 雅朗 作左部 大 木村 愛彦 鶴木 栄樹 小林 孝 阿部 利樹 村石 健治 桑原 直行 吉岡 知巳 早川 宏一 東海林 圭 岩崎 洋一 松本 聖子 岡根 克己 庄司 亮 木下さやか 小西奈津雄 添野 武彦 多田 光範 小澤 政豊 後藤 博之 若林 育子 木下 展克 谷川 秀郎 木川 顕博 鎌田久美子 今野 俊宏 小林 敬宏 小川 和孝 神 千佳子 有波 浩 荒井 直樹 阿部 起実 高橋 和之 柴田 豊 保浦 慶之 佐々木俊樹 川端 良成 阿部 元 大町 康一 渡邊 秀太 伊藤 卓洋 小林 和明 伏木 麻恵			白井 賢司 佐藤 優洋 戸田 洋 菊地 一馬 金 大悟 綿貫 勤 塩田 奈央 岩川 英弘 梅田 有理 加藤 宗 小林 瑞貴 長谷川幸保 畠山 潤也 塚本 泰朗 小松 眞史 片寄 喜久 市川 喜一 伊藤 誠司 水俣 健一 松尾 重樹 本間 光信 中川 正康 伊藤 伸朗 中山 豊 芋田 強 小泉ひろみ 小関 史朗 佐藤 勤 石田 俊哉 高橋 道 福田 惇 津田 聡子 武田 修 石田 和子 米山 法子 高橋 まや 工藤 和夫 重臣 宗伯 円山 啓司 平野 義則 柏倉 剛 提嶋 真人 藤原 敏弥 伊藤 武史 中根 邦夫 辻 剛俊 三浦 岳史 石井 元 姉崎有美子 大野 秀雄 山田 育弘 柴原 徹 津田 聡子 政井 理恵
	市立秋田総合病院		秋田市川元松丘町 4 番30号		

		高嶋 悟			久保田奉幸
		阿部 正人			小林 新
		内藤 信吾			小林 志
		安部俊一郎			小林 芳生
		鎌田ななみ			佐藤 知
		藤原 朝子			佐藤 誠
		柴田 裕			白戸 英雄
		長谷川 傑			進藤 吉明
		太田 栄			菅原 厚
		若林 俊樹			角南由紀子
		新保 知規			千馬 誠悦
		藤田 正太			田中 雄一
		星野 良平			千葉 満郎
		斎藤 均			小西 祥朝
		木村 善明			平山 雅士
		菅沢 邦江			兔澤 晴彦
		櫻場 乾			成田裕一郎
		富樫 寿文			馬越 通信
		阿部 明彦			羽渕由紀子
		軽部 裕子			浜井 啓子
		小坂 真由			原田 忠
		高清水清治			福田 光之
		齊藤 隆志			藤原 勝彦
		佐藤ワカナ			宮形 滋
		安達 健			宮本 誠也
		関川 浩樹			矢幅 義男
		齊藤絵梨子			大山 翔吾
		佐々木 研			伊藤 学
		三浦 喜子			渡邊 新
		加藤 彩			小貫 涉
		小野寺洋平			長谷山俊之
		越村 裕美			高橋 正喜
		吉田 達也			佐々木香奈
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	鈴木 敏文			津田 聡子
		大門 葉子			阿部 史人
		阿部 徹			佐竹 昌也
		粟崎 博			石塚 純平
		大内 真吾			徳永 桂子
		五十嵐知規			伊藤 行信
		稲葉龍太郎			原嶋 宏樹
		今井 秀夫			森 耕太郎
		梅津 正矩			八重樫香奈子
		大久保 正			上野 知堯
		三船 大樹			岩本 陽輔
		小野 厳			高橋 靖博
		小野 貴史			倉橋 将宗
		利部 徳子			小松 博
		加賀谷 肇			齋籙 雅也
		加藤 充弘			齋籙 由理
		神垣 佳幸			佐々木慧美
		津田 栄彦			篠崎真莉子
		清澤 美乃			長幡 樹
		草薨 芳明			柴田 敬一
		沓澤 理			菅原 健

		杉山 保子	秋田泌尿器科ク リニック	秋田市広面字谷地沖 6 番地 1	能登 宏光
		齊藤菜祐子	秋田メモリアル クリニック	秋田市南通亀の町 7 番26号	渡邊 克夫
		本多 俊介	阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28 番13号	阿部 豊彦
		夏目 奈奈	阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目 7 番 26号	阿部 士郎
		畠山 雄二	新屋駅前耳鼻咽 喉科	秋田市新屋扇町13番 1 号	安藤 英樹
		播間 崇記	飯川病院	秋田市中通六丁目 1 番21号	福田 二代 小坂 俊光 今井 秀夫 飯野 健二
		引地 悠	飯島ファミリー クリニック	秋田市飯島新町二丁目12番 1 号	渡邊 秀悦
		三浦恵美里	五十嵐記念病院	秋田市土崎中央一丁目17番 23号	石川 浄基 児玉 隆仁 佐伯 重昭
		松井 研人	石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷 地35番地	石川 浩一 石川 和郎
		渡部 敦	いしやま内科腎 クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番 地 1	石山 剛
		菅沼 由実	井谷耳鼻咽喉科 医院	秋田市広面字鍋沼52番地 1	井谷 修
		平井 大士	石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石田 明
		山田 晋	石田内科医院	秋田市保戸野中町 6 番48号	石田 明子
		山本 夏子	一戸医院	秋田市新屋大川町 9 番 7 号	佐々木浩一 一戸 忠
		横山 直弘	稲庭クリニック	秋田市南通亀の町 2 番21号	菅原 純哉 館岡 正子
		吉田 泰一	いなば内科胃腸 科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地 3	稲葉 宏次
		石川 博康	稲見外科内科医 院	秋田市保戸野中町 1 番95号	高崎 育男
		伊藤 忠彦	越後谷クニッ ク	秋田市東通仲町 1 番25号	越後谷 武
		面川 歩	今村病院	秋田市下新城中野字琵琶沼 124番地 1	稲庭千弥子 塩田 睦 成見 綾 今野 直樹 渡引 康公 矢幅 義男 三浦 義昭 向島 偕 廣田 紘一 下田 直威 藤田 浩樹 齊藤真樹子 寺田 豊 新山 善嗣 長谷川仁志 真鍋 求 湯浅 雅子
		高橋 祐子	秋田循環器ク リニック	秋田市広面字谷地沖26番地 1	
		田近 武伸	秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目 7 番 5 号	
		柳澤 宗	秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167番 地 3	
		柳澤 昌子	秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地	
		飯島壽佐美	秋田共立病院	秋田市南通亀の町 2 番23号	
		戸澤 琢磨	あきた駅前内科 外科クリニック	秋田市千秋久保田町 3 番15 号三宅ビル 2 F	
		黒沢 諒	あきたすてらく クリニック	秋田市手形字西谷地 1 番地 2	
		松本 康宏			
		佐藤 和裕			
		苗村 育郎			
		塚本 圭			
		七海 敏仁			
		草薨 宏明			
		豊田 堯			
		亀井真理子			
		豊田 学			
		後藤 時子			
		武田 忠厚			
		坂本 哲也			
		長谷部敬美			
		高橋 賢一			
		齊藤 靖			
		水俣 明子			
		鈴木 稔			
		五十嵐三儼			
		佐藤 浩徳			
		川村 伸悟			
		後藤 忠久			
		小泉 春雄			
		佐藤 敬文			
		吉田 節朗			
		長谷川時生			

		森 朱音 八重樫香奈子 佐々木倫子	鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目4番70号	鹿嶋 雄治
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後藤 敦子 田村 康樹 永澤 博幸	片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	片岡 英 片岡 仁子
医療法人健雄会 岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎 斉 明石 建	金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子ミサヲ
岩淵内科胃腸科 クリニック	秋田市保戸野中町7番16号	岩淵 朗	鎌田循環器科内 科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地1 ツインクリニックビル	鎌田 滋夫
及川医院	秋田市飯島美砂町9番11号	及川 光平	川上医院	秋田市牛島東七丁目7番16号	川上 抱負
岩見三内クリニッ ク	秋田市河辺三内字外川原115番地	鈴木 彰	川原医院	秋田市手形字山崎194番地1	川原 浩 川原 聡樹
駅前整形外科医 院クリニカ・オ ルト	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2F	湊 裕子	木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地6	木曾 典一 木曾のり子 木曾 博典
えのきこどもク リニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正行 榎 真美子	木村内科クリニッ ク	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村 衛
おーくらクリニッ ク	秋田市中通六丁目1番24号	大倉 俊弥	きびら内科クリ ニック	秋田市新屋天秤野5番10号	鬼平 聡
大谷医院	秋田市川元むつみ町6番6号	大谷 敏男	工藤胃腸内科ク リニック	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階	工藤 由比 山口かずえ
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野 忠 大野 忠行	熊谷内科医院	秋田市中通五丁目5番8号	熊谷 肇
おのぼ高橋小児 科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康	くらみつ内科ク リニック	秋田市山王五丁目10番28号	倉光 智之
大町内科外科ク リニック	秋田市大町一丁目2番23号	櫻庭 清	桑原内科クリニッ ク	秋田市榎山登町5番28号	桑原 敏行
小川内科医院	秋田市中通三丁目3番55号	島 仁	健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部 二郎 阿部 弥生
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	川村 隆彦 鈴木 克彦	小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目1番41号	小泉 達朗
おのざき小児科 医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎通彦	小泉病院	秋田市中通四丁目1番28号	小泉 亮道 湯川 道弘 伊藤 正直 小泉 栄子
御野場たなかレ ディースクリニッ ク	秋田市仁井田新田二丁目14番21号	田中 秀則	港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	白戸 英雄 梅津 正矩 浜井 啓子 草薨 芳明 小林 新 稲葉龍太郎 栗崎 博 角南由紀子 鈴木 敏文 福田 光之 加賀谷 肇 阿部 史人 柴田 敬一 原嶋 宏樹 引地 悠 三船 大樹 齋藤 雅也
おのぼ腎泌尿器 科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤 良延			
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番1号	三浦 莊治 三浦 邦夫 柳生 昭 寺田 邦彦 市原 利晃 多田為久子 小林 佳美 三浦 忠俊 金谷 有子 鎌田 誠			
お肌のクリニッ ク	秋田市手形住吉町1番3号 三愛ビル2F	豊田 知子	こころのクリニッ ク	秋田市手形住吉町1番3号 三愛ビル2F	豊田 洋 豊田 倫子
加賀谷こども医 院	秋田市御野場新町四丁目7番22号	小松 偉子 小松 和男	御所野内科クリ ニック	秋田市御所野元町五丁目3番5号	細谷 重明
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学			

こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一	すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木 裕之 鈴木 雪子
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	勝田 光明 勝田麻里子	鈴木内科医院	秋田市中通三丁目3番24号	鈴木 和夫
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林謙太郎	鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	鈴木 俊夫
小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号	小松 幹雄	須藤医院	秋田市広面字樋口18番15号	須藤 明子 須藤 宏久
さが医院	秋田市中通五丁目1番16号	嵯峨 大介	清和病院	秋田市柳田字石神59番地	藤枝 信夫 原嶋華及子 山崎好日児 倉田 譲
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	荘司 裕 荘司 靖子	銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町1番64号	銭谷 明
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤口 博	外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	芝山 啓 須藤まき子 船木 公行 佐藤 美佳 苗村 双葉 穂積 恒 小野 幸彦 三浦 進一 飯沼 俊信 三浦 一樹
佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目5番38号	佐々木 弥	高清水医院	秋田市中通六丁目15番6号	高清水三郎 高清水一善
笹原内科医院	秋田市大町三丁目4番41号	笹原 秀明	たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋 郁夫
佐藤内科医院	秋田市將軍野南一丁目10番55号	堂北 忍	たわらや内科	秋田市東通館ノ越8番11号	俵谷 幸蔵
山王胃腸科	秋田市山王二丁目1番49号	最上 栄蔵 白根東久二 最上希一郎	高木内科胃腸科医院	秋田市將軍野南四丁目6番20号	高木 紘一
山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号	湊 昭策 湊 貴至	高橋内科医院	秋田市桜四丁目1番1号	高橋 文夫
サンクリニック	秋田市土崎港中央4丁目8番10号	肥田野文生	高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目6番15号パークヒルズ中通	高橋 正喜
さんのへ耳鼻咽喉科クリニック	秋田市泉東町8番57号	三戸 聡	武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目6番12号	武田 正人
山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号	津田 晃	田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田近 武彦
設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地1	設楽 芳宏	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号	立木 裕
柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11	柴田 忍	つかだ泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目1番6号	塚田 大星
しかま医院	秋田市保戸野原の町8番38号	四釜 俊夫	土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田 蓉子
耳鼻咽喉科おのば能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地1	能登 弘毅	土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号	松浦 亨
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島田 堅一 島田 俊亮	土崎病院	秋田市土崎中央四丁目4番26号	高橋 薫 小野 栄二 小林 匡 志村 道隆 八木 伸夫
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木村 康徳	寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号	寺田 俊夫
清水産婦人科クリニック	秋田市広面字糠塚116番地1	清水 靖	つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番24号	堤 祥浩
白根病院	秋田市旭北栄町5番29号	白根 研二 那須 宏 小野寺佳奈 飯塚 政弘 糸賀 寛 越村 淳 伊藤 紘朗 後藤 隆 神 万里夫	遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号	遠山 潤
菅原内科クリニック	秋田市寺内堂ノ沢一丁目4番21号	菅原真砂子			

とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3号-2	高橋 徹	藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ 4F	藤盛 亮寿
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号	富田 志郎	細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	細谷 煥榮 細谷 重直 細谷貴美子 細谷 優子
内科・胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号	高橋 賛	本間医院	秋田市山王中園町3番14号	本間真紀子
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号	中込 晃	真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号	真崎 雅和
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込恵美子	松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3番46号	松岡 一志
中村医院	秋田市千秋城下町5番6号	中村 淑子	松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号	松浦 麗子
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号	長沼 晶子 飯塚 政弘 相良 志穂 大山 幸子 堀江 泰夫	三浦小児科内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	三浦 靖徳
七海医院	秋田市泉南二丁目9番20号	七海 敏仁	水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号	水沢 広和 安藤 秀明
なべしま眼科クリニック	秋田市土崎港中央五丁目7番15号	鍋島 隆司	湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元志
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋ノ沖20番地1	新津 秀孝	港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号	鈴木 信愛
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	西宮 藤彦	南浦医院	秋田市榎山本町1番32号	南浦 光昭
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	新田 晋 新田 格	みやざわペインクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ 4F	宮澤 一治
はしづめクリニック	秋田市山王新町19番28号	橋爪 隆弘	向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	向島 偕 水口 直樹 渋谷 友美 大場 麗奈 小林 美樹
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋本 禎嗣	村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号	村山 仁
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3番43号	長谷山俊之	ものお耳鼻科クリニック	秋田市榎山川口境8番24号	桃生 勝巳
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号	波多野宏治	森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川 昌利
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	濱島 由紀 遠山 佳子 大場 麗奈	もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師岡 長
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原田 健二	やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号	安岡 健二
早川眼科伊奈皮ふ科医院	秋田市南通亀の町4番30号	早川 正明 伊奈 慎介 伊奈美枝子	柳田医院	秋田市手形田中4番15号	柳田 龍一
針生産婦人科・内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49番地1	針生 秀樹 針生 峰子	やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号	俵谷 博信
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地	廣田 紘一 渡引 康公	山川内科	秋田市東通一丁目25番22号	山川 博
ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号	檜森 昌門	山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	山岸 逸郎
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号	平野 勝介	雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	日下 尚志
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石川 正道	吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号	吉田 司
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	福島 幸隆	吉成医院	秋田市下新城中字琵琶沼211番地18	吉成 仁
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下34番地1	福田 健	吉成皮膚科クリニック	秋田市将軍野桂町33番地18	吉成 力
			米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号	米山 泰夫

わたぬき小児科 医院	秋田市広面字谷地田33番地 3	綿貫 桃代
---------------	--------------------	-------

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第11条第7項の規定により、キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業の施行者の変動の届出を受理したので、同条第8項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地
潟上市飯田川飯塚字古開90番地7
- 3 施行認可の年月日
平成12年12月6日
- 4 新たに施行者となった者の氏名および住所
アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志
潟上市飯田川飯塚字古開90番地7
- 5 施行者でなくなった者の氏名
株式会社瀧不動産 代表取締役 瀧 秀一

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市下新城野字街道端西の一部
- 3 施行者の氏名
アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部 久志
- 4 事務所の所在地
潟上市飯田川飯塚字古開90番地7
- 5 施行認可の年月日
平成12年12月6日
- 6 事業施行期間
平成12年12月6日から平成25年11月30日まで
- 7 変更認可の年月日
平成24年10月2日

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年3月2日付け秋田市指令第457号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
東京都港区芝大門一丁目1番3号
日本赤十字社
社長 近衛 忠輝

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市上北手猿田字苗代沢174番、175番、176番、177番、178番1、202番1、203番1、204番、205番、206番、207番1、208番1、305番、306番および307番

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社伊徳 代表取締役社長 塚本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 新国道モール
所在地 秋田県秋田市高陽幸町310番6他
 - (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
※サンドラッグ棟のみ
ア 変更前 午前10時から午後9時まで
イ 変更後 午前9時から午後9時まで
 - (4) 変更年月日 平成24年10月4日
 - (5) 変更理由 小売業を行う者の開店時刻の繰上げのため
- 2 届出年月日 平成24年10月3日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成24年10月15日から平成25年2月15日まで
 - 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年10月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社伊徳 代表取締役社長 塚本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 新国道モール
 所在地 秋田県秋田市高陽幸町310番6他
- (3) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗立地法において設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (ア) 変更前 株式会社伊徳
 代表取締役 伊藤 碩彦
 秋田県大館市清水四丁目4番15号
 (イ) 変更後 株式会社伊徳
 代表取締役社長 塚本 徹
 秋田県大館市清水四丁目4番15号
- イ 大規模小売店舗立地法において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (ア) 変更前
 a 株式会社伊徳
 代表取締役 伊藤 碩彦
 秋田県大館市清水四丁目4番15号
 (イ) 変更後
 a 株式会社伊徳
 代表取締役社長 塚本 徹
 秋田県大館市清水四丁目4番15号
 b 株式会社タカヤ
 代表取締役社長 高谷 秀之
 秋田県鹿角市花輪字中花輪45
- (4) 変更年月日
 ア 1(3)アについては平成22年10月18日
 イ 1(3)イ a については平成22年10月18日
 1(3)イ b については平成23年11月4日
- (5) 変更理由
 ア 1(3)アについては設置者の代表者変更のため
 イ 1(3)イ a については小売業を行う者の代表者の変更のため
 1(3)イ b については小売業を行う者の追加のため
- 2 届出年月日 平成24年10月3日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 (2) 縦覧期間 平成24年10月15日から平成25年2月15日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
 (2) 公売保証金 3,400,000円
 (3) 見 積 価 額 34,000,000円

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
 平成24年11月2日(金)午後1時から同月16日(金)午後11時まで
- (2) 入札期間
 平成24年11月26日(月)午後1時から同年12月3日(月)午後1時まで
- (3) 開札
 平成24年12月3日(月) 午後1時
- 3 公売場所
 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法
 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
 平成24年12月10日(月) 午前10時
- 6 売却決定場所
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
 平成24年12月10日(月) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
 買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
 買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
 土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価格にすでに消費税相当額を含んでいる。
- 14 公売保証金
 入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
 (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
 (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消しおよび変更はできない。
 (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
 (6) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
 (7) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

(8) 公売財産の建物に付随する屋上パラペット部の笠木と幕板(アルミ)に破損がある。さらに、建物の壁のタイルが浮いている状態で、モルタル部分を含め落下する恐れがある。

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月18日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
平 井 大 士	中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ア 名称 株式会社コンピュータシステム
代表取締役 齋藤 一郎

イ 住所 秋田市新屋豊町3番48号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称 ナイス飯島店
イ 所在地 秋田市土崎港北3丁目98-1他

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 株式会社ナイス
代表取締役 齋藤 一郎

イ 住所 秋田市新屋豊町3番48号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年6月12日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 1,879㎡

(6) 駐車場の収容台数 80台 うち身障者専用1台

(7) 駐輪場の収容台数 62台

(8) 荷さばき施設の面積 298.0㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 112.2㎡

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 午後11時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午後11時15分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成24年10月11日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成24年10月18日から平成25年2月18日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成24年10月19日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成24年11月2日(金)午後1時から同月16日(金)午後11時まで

(2) 入札期間

平成24年11月26日(月)午後1時から同月28日(水)午後11時まで

(3) 開札

平成24年11月29日(木) 午前10時

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成24年11月29日(木) 午前10時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課

7 買受代金納付期限

平成24年12月6日(木) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

13 消費税等の取扱い

見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当

額を含む。

14 その他

- (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
- (4) 花瓶、タンス、テーブルワゴン（キャスター付き）、籐整理タンス（6段）および洋服タンスについては直接引取りが可能であること。
- (5) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

次のとおり南部市民サービスセンター（仮称）建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成24年10月23日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第33号
- (3) 工 事 名 南部市民サービスセンター（仮称）建築工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市御野場一丁目12番3 ほか
- (5) 工 事 概 要 敷地面積 3,020.08㎡
杭打ち工事 42セット
本体棟建築工事
RC造2階建（一部3階建）
2,229.44㎡
倉庫棟建築工事
鉄骨造平屋建 18.20㎡
駐輪場・災害用便槽設置工事
鉄骨造平屋建 28.10㎡ 6連30台
災害用便槽 4箇所
昇降機設置工事 13人乗り（トランク付）
外構工事 一式
- (6) 工 事 期 限 平成26年4月25日(金)
- (7) 予 定 価 格 584,680,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期日 平成24年11月14日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成24年11月16日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項
ア この入札は、電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

- ア 代表者要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等級格付されていること。
 - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - (ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。
 - (エ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
 - (オ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (カ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (キ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- イ 代表者以外の構成員要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級又はB級に等級格付されていること。ただし、代表者以外の構成員については、A級2社の組合せ又はA級とB級それぞれ1社の組合せとすること。
 - (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。
 - (ウ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。
 - (エ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。
 - (オ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成24年10月29日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し
 - ウ 施工実績調書（建築工事について、元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）
 - エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）
 - オ 誓約書（様式5）
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成24年10月23日(水)から同月29日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成24年11月6日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成24年11月6日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同月15日(木)午後5時まで返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
 電 話 018-863-2581
 F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成24年10月23日(火)から同年11月7日(木)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 71,920円(設計書 1,720円、図面 70,200円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成24年11月7日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成24年10月23日(火)から同年11月13日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウン

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	カラーレーザー複合機一式賃貸借
(2) 仕 様 書	別紙(省略)のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号(秋田市保健所)
(4) 履 行 期 間	平成24年12月1日から平成27年11月30日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 本市の入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。 ② カラーレーザー複合機賃貸借に関し、過去5年間に市、県、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。 ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調査に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
 秋田市総務部契約課工事契約担当
 電話 018-866-2165

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成24年度第7号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、平成24年10月1日付け秋田市指令第4201号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
 福島県福島市吉倉字前田49番地1
 株式会社共栄不動産
 代表取締役 佐々木 雅之
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 秋田市牛島西一丁目321番1、321番8、321番9および321番10

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年10月26日

秋田市長 穂 積 志

	⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 本契約において、賃貸借契約を行えること（本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可）。
(6) 入札参加申込み	
受付期間	平成24年10月26日(金)から同年11月5日(月)まで（土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで）
受付場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名（非指名）通知	平成24年11月13日(火)までにFAXで通知する。
(8) 入札	
日時	平成24年11月21日(水)午前10時30分
場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所1階中会議室
入札保証金	免除
(9) 契約日	落札日から平成24年11月27日(火)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成24年11月5日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去5年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し

ウ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出すること。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約書（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。

エ 上記アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

オ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年10月26日(金)から同年11月5日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで

(2) 閲覧場所 秋田市保健所1階 保健総務課総務企画担当

4 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問合せ先

秋田市保健所保健総務課総務企画担当
電話 018-883-1170

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月29日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市広面字鍋沼27番3	宅地	1,040.55㎡	30,592,170円
2	秋田市広面字鍋沼27番6	宅地	1,045.55㎡	73,293,055円
3	秋田市広面字樋ノ沖94番1外3筆	宅地 ／田	859.56㎡	55,785,444円
4	秋田市河辺三内字柳台70番外4筆	雑種地 ／畑	8,034.96㎡	3,186,440円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市議場棟2階正庁

(2) 入札 平成24年11月29日(木) 午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- 郵便による入札は認めないものとする。
- 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- 秋田市広面字鍋沼27番3および27番6
日 時 平成24年11月19日(月)午前10時30分から午前11時20分まで
集合場所 現地
- 秋田市広面字樋ノ沖94番1外3筆
日 時 平成24年11月19日(月)午前11時30分から正午まで
集合場所 現地
- 秋田市河辺三内字柳台70番外4筆
日 時 平成24年11月19日(月)午後1時30分から午後2時まで
集合場所 現地

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成24年10月29日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

秋田県知事から、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年10月30日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画 一団地の官公庁施設 八橋団地
- 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年10月5日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期限
単価第41号	平成24年度被服 単価契約 防寒衣（上）購入	秋田市上下水道局	契約日から平成25年3月31日まで
単価第42号	平成24年度被服 単価契約 防寒衣（下）購入		
単価第43号	平成24年度被服 単価契約 防寒長靴購入		

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成24年10月17日(水)
単価第41号 午前10時
単価第42号 午前10時10分
単価第43号 午前10時20分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成24年10月19日(金)
- 入札金額 入札書には、1着、1本および1足当たりの価格を記載すること。
- 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理

規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年10月16日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年10月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年10月5日(金)から同月16日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕箇所	履行期限	入札参加要件
第28号 水管橋補修修繕	仁井田字新中島 地内他2箇所	平成25年3月15日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 一般塗装工事A級 ② 塗装技能士(鋼橋塗装作業)の資格者を配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一般塗装工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年10月17日(水)から同月18日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年10月18日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼一

賦課対象区域

河辺和田字式田、河辺和田字上野および河辺和田字坂本北(別添図面(省略)に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの)

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年10月19日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼一

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年10月31日(水) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室 (庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年11月 5日(月)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程 (昭和41年秋田市水道局管理規程第 3号) および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年10月30日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書 (様式 1。以下「申請書」という。) を提出すること。
(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成24年10月19日(金)から同月30日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係 (秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は、平成24年10月19日(金)から同月30日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係 (秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
(1) 落札候補者は、平成24年10月31日(水)から同年11月 1 日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書 (様式 2)
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴 (様式 5) および資格者証の写し
※ 主任技術者と塗装技能士 (鋼橋塗装作業) が兼務しない場合は、各々の資格・工事経歴を提出すること。
(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申請書は、返却しない。
(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札 (有価物の売却に係る契約) を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年10月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	引 渡 し 場 所	引 渡 し 期 間
第15号	工事撤去品 (有価物) の売却その 2	牛島汚水中継ポンプ場 (秋田市牛島南一丁目 5 番11号)	契約日から平成25年 3 月22日まで
		八橋終末処理場 (秋田市八橋本町六丁目12番15号)	

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されている者のうち、古物類の業種で登録されているもの
イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しないこと。
ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年11月 7日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年11月12日(月)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程 (昭和41年秋田市水道局管理規程第 3号) および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の入札金額に記載される金額が予

定価格以上の者のうち、最も高い金額で有効な入札を行ったものを落札候補者とする。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年11月6日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年10月26日(金)から同年11月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書、仕様書の閲覧および現地説明会に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年10月26日(金)から同年11月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
第16号	秋田市型マンホール蓋(枠付き) 購入その2	秋田市榎山登町12番43号(秋田市下水道川口汚水中継ポンプ場内指定場所)	契約日から平成24年12月21日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成24年11月7日(水) 午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成24年11月12日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

(4) 閲覧期間中に現地説明会を希望する者には、実施する。

(5) 設計書、仕様書および現地説明会に関する問合せ先
秋田市上下水道局下水道施設課管理係
電話 018-864-1401

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年11月7日(水)から同月8日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年10月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年11月6日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年10月26日(金)から同年11月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時

まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年10月26日(金)から同年11月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年11月7日(水)から同月8日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

